

指定管理者選定審査会における候補者の選定に伴う意見概要

1 施設名		近江八幡市立八幡町第1共同浴場	
2 施設の概要	(1) 所在地	近江八幡市八幡町213番地	
	(2) 設置目的	市民の健康増進及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	
3 指定管理業務に関する概要	(3) 開場・開館日	1月1日から12月31日 (週1回の指定した休館日を除く)	
	(4) 施設等の概要	敷地面積 1, 077. 19 m ² 建物構造 鉄筋コンクリート造平屋建 276. 42 m ² 施設内容 浴室 脱衣場 機械室 駐車場	
4 指定管理者の候補者		所 在 地	近江八幡市八幡町213番地
		名 称	八幡町自治会
5 審査概要及び意見等	審査方式	採択方式	
選定審査会委員	(敬称略、順不同)		
	森 裕之	(立命館大学政策科学部教授)	
	岩井 由紀子	(社会保険労務士)	
	山本 憲宏	(公認会計士・税理士)	
	畠 明宏	(近江八幡市総務部長)	
	辻 公寿	(近江八幡市総合政策部長)	

		審査基準
		<p>1 利用者の公平な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること</p> <p>2 適切な維持及び管理のもと、当該施設の目的に基づいた効果を最大限に発揮するものであること</p> <p>3 管理経費の縮減が図られるものであること</p> <p>4 施設の管理を安定して的確に遂行するに足りる物的能力及び人的能力を有するものであること</p> <p>5 その他(危機管理体制、個人情報の保護措置)</p>
5 審査概要及び意見等	審査経過	<p>第1回選定審査会【令和7年6月30日】 * 特例により指定候補者を選定すること及び指定管理候補者を「八幡町自治会」とすることについて</p> <p>第2回選定審査会【令和7年10月31日】 * 申請書類の審査、施設管理担当課に対してヒアリングを実施</p>
	特例にて選定する理由	<p>市が公設の浴場を設置する以前から八幡町自治会による公衆浴場が運営されていました。このような経過から公衆浴場を市が整備し、地元自治会で運営する公設民営方式を採用してきました。</p> <p>八幡町自治会はこれまでも当該施設の維持管理・運営等に携わり、浴場と地域の現状を最も熟知しています。また、地域等の活力を積極的に活用した運営が期待される地元自治会が運営することにより利用者の意見も届けやすく、要望に対し適切なサービスが提供でき、浴場は八幡町にあることから緊急時にも迅速な対応が可能と考えられます。そのため、地元自治会が経営主体となることが最も適切であると判断します。</p>
	審査意見	特例により指定候補者を選定する理由や、申請者からの申請内容、施設管理担当課に対して行ったヒアリング内容等を基に総合的に判断し、申請者を指定管理候補者とすることを認める。